

広島県告示第九百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和七年十一月十日までの間、縦覧に供する。

令和七年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

坂瀬川駅家線

三 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
神石郡神石高原町坂瀬川五九八三番一地从先から 神石郡神石高原町坂瀬川五九八三番一地从先まで	旧	三・六〇〇 四	一三三・四〇	
神石郡神石高原町坂瀬川五九八三番一地从先から 神石郡神石高原町坂瀬川五九八三番一地从先まで	新	三・八〇〇 八	一三三・四〇	拡幅